

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 1 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例について説明を求める請願6		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問・・・『市民参加と市民協働によるまちづくり』という美辞麗句に騙されていませんか？その美辞麗句から質問です。</p> <p>① 実際どれだけの人が参加・協働できるのでしょうか？ほとんどの方は自分の仕事や家庭のことで忙しく、市民参加や市民協働ができないし、市政に関心を持つことすら容易ではありません。例えば審議会の場合、平日の午前中から参加できる人は基本的に高齢者か特定の思惑を持った一部の市民団体や政治活動家くらいしかいないのではないのでしょうか？</p> <p>② 現実として、審議会等はいつも同じ人や団体ばかりで、その多くは市と何らかの関係がある人や団体ばかりであることをどのようにお考えでしょうか？市のしていることは本条例と整合がつくのでしょうか？その理由も教えてください。</p> <p>③ そこに、どこの誰かも、国籍も分からない市民、つまり特定の思惑を持った一部の市民団体や政治活動家及び有識者などが入り込み、多くは素人の審議会等を先導し扇動する危険性は無いと言えますか？また、その理由は何でしょうか？</p> <p>④ さらに、本条例は審議会の意見、意思等を市も議会も尊重することになっているが、それは本当の民意でしょうか？市民参加、市民協働できない大多数の住民はどうなってしまうのでしょうか？これは議会制民主主義を軽んじることになりませんか？</p>		

⑤一例として本条例のもとに、市は理不尽な市民参加条例や全体主義を標榜するかのよう
な市民協働推進条例、また議会には違法で理不尽な議会基本条例、議会分裂を煽り、
議会の力を削ぐような議員政治倫理条例が作られ続けたことはまさに一部の市民団体
や政治活動家及び有識者の思うつぼになっていませんか？そうでないならその理由を
伺います。

⑥審議会等において、市が選出する有識者の多くは本条例等を推進する人たちであり、そ
の人たちの仕事場作り及び権威付けのために税金がつかわれていませんか？これは、
有識者の経歴等の背景などを基にご説明願います。

請願事項

上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問
があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに
私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたし
ます。なおメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。